

2023年 3月28日

各 位

会 社 名 株式会社ストリームメディアコーポレーション  
代表者名 代表取締役社長 金 東佑  
(証券コード4772 東証グロース)  
問合せ先 経営企画部門経営戦略本部長 崔 榮柱  
(TEL：03-6809-6118)

ストック・オプション（第17回新株予約権）の発行決議に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2023年3月28日開催の当社第52回定時株主総会で承認されました「ストック・オプションとして新株予約権を発行する件」について、具体的な発行内容を下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

I. 新株予約権の発行要項

(1)	新株予約権の発行日	2023年3月31日
(2)	新株予約権の発行数	22,820個 (新株予約権1個当たりの株式数100株)
(3)	新株予約権の発行価額	新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しない。
(4)	新株予約権の目的たる株式の種類及び数	当社普通株式 2,282,000株
(5)	新株予約権の行使に際しての払込金額	未定（2023年3月31日に決定する予定） 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とし、行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）の属する月の前月各日（取引が成立していない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、当該金額が割当日の終値（取引が成立していない場合はその前日の終値）を下回る場合は、割当日の終値とする。
(6)	新株予約権の行使により発行する株式の発行価額の総額	未定（2023年3月31日に決定する予定）
(7)	新株予約権の行使期間	2025年3月29日から2033年3月28日

(8)	新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。</p> <p>②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。</p>
(9)	新株予約権の割当対象者数	<p>当社取締役 3名</p> <p>当社従業員 65名</p>

## II. 支配株主との取引等に関する事項

本件ストック・オプションは、その一部につきまして、当社親会社である株式会社エスエム・エンタテインメント・ジャパン（以下、「SMジャパン」といいます。）の取締役を兼任している当社取締役 山田政彦氏（以下、「山田氏」といいます。）に割当てられるため、支配株主との取引に該当いたします。

### 1. 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

本件ストック・オプションは、予め社内定められた規則及び手続きに従って発行しております。また、新株予約権の払込金額の決定方法を始めとする発行内容及び条件につきましても、一般的なストック・オプションの内容及び条件であり、適正なものであります。なお、本件ストック・オプションの発行及び割当に関する本日開催の当社取締役会においては、当該発行、割当の対象となる山田氏は、利益相反を回避するために、審議及び決議に参加していません。

### 2. 少数株主にとって不利益なものではないことに関する意見

本件ストック・オプションの内容及び条件の妥当性を2023年3月28日開催の当社取締役会において審議の上、取締役会決議をもって決定しております。なお、当該取締役会では、支配株主とは利害関係を有しない独立役員である社外取締役 金紀彦氏、社外監査役 片岡朋行氏、社外監査役 上田浩之氏の3名が審議に参加し、山田氏に対する本件ストック・オプションの付与は、当社少数株主にとって不利益なものではない旨、以下のとおり意見表明をしております。

#### (1) 取引目的の妥当性

本新株予約権の発行は、貴社グループの業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的とする。山田氏は貴社取締役経営企画部門長としての重い職責の下、貴社グループの業績向上のための諸施策を担う中枢の一人であり、業績拡大の牽引者として主体的な影響力を持つことがあきらかであり、本新株予約権の割当の対象となることは上記目的に合致することが推定できる。本新株予約権が付与されるのは、貴社代表取締役である金東佑氏と貴社取締役ライツ&メディア部門長である許星振氏という業績拡大の牽引者として主体的な影響力を持つ者の他、従業員65名である点からも、上記目的が確認できる。

以上により、本新株予約権の発行は、支配株主の短期的な収益拡大ではなく、貴社の長期的な企業価値向上を前提としていることが明らかであり、山田氏に割り当てることが少数株主にとって不利益になるとは認められず、むしろ少数株主も含めた株主全体の利益を図るものと考えられることから、上記発行目的は妥当なものであると考える。

## (2) 貴社の社内手続

本新株予約権の発行に関しては、特に有利な条件をもって無償で発行される点につき、第52回定時株主総会での決議されている。また、貴社内で定められた稟議規程に基づく稟議書の回議、取締役会規則に基づく議案の付与、また会社法上の上記株主総会への議案化手続きを経ている。そして、その各手続きにおいて、SMジャパン（貴社取締役山田氏を含む。）は全く関与しておらず、会社法及び社内規程に基づき、貴社の決裁機関が適切な決裁を行っている。以上を踏まえると、本件ストック・オプションによる新株予約権の発行に関する社内手続きにつき、不合理な点はないものと認められ、よって、この点で少数株主にとって不利益な点は認められない。

## (3) 対価の公正性

本新株予約権の発行価額自体は、株式報酬型ではなく通常型のストック・オプションであり、無償発行であるが、上記（1）のとおり山田氏の貴社取締役経営企画部門長としての重責や、行使価額等を含め被割当者（他の取締役2名及び従業員65名）と同等の発行条件であることを踏まえると、この点で公正性を欠くと認められる事情は認められない。また、本新株予約権の発行数は22,820個、本新株予約権の目的たる普通株式の数は2,282,000株であるが、この株数は発行済株式総数の約1.96%であり、株式価値希釈化への影響が大きいとは認められない。本新株予約権の発行におけるその総個数に対する山田氏への割当個数の割合は4.6%となっているが、被割当者は取締役3名と全従業員のほとんどであり、個数も各被割当者の年俸額に比例していることから、上記（1）のとおり山田氏は取締役経営企画部門長としての職責や事業への影響力が大きいこと等を鑑みても、山田氏への付与数が公正性、公平性に欠ける事情は認められない。

## (4) 企業価値向上

上記（1）等のとおり、本新株予約権の発行は、付与される（山田氏を含む。）取締役及び従業員のインセンティブ向上等による業績拡大が予想され、よって、貴社の企業価値向上に資することが認められる。

## (5) 結論

以上より、山田氏への本新株予約権の発行は、目的の妥当性、手続きの公正性、価額等の公正性、企業価値への好影響が認められるものであるから、貴社の少数株主にとって不利益なものではない。

## 3. コーポレート・ガバナンス報告書との適合状況

当社が2022年4月5日に提出している、コーポレート・ガバナンス報告書の「支配株主と取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」は以下のとおりです。

「当社は、支配株主との取引が発生する場合には、親会社から独立した立場の社外取締役が参加する取締役会において、当該取引条件を第三者の取引条件と同等の条件と比較検討し、定期的な価格交渉・審議の上で決定しております。また、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないよう対応しております。」

本件ストック・オプションの発行は以上の指針に基づいて決定いたしました。

(ご参考)

- ・ 定時株主総会付議のための取締役会決議日 2023年2月14日
- ・ 定時株主総会の決議日 2023年3月28日

以 上